

2023年9月29日

各位

株式会社 bitFlyer

インボイス制度（適格請求書等保存方式）の導入についてのお知らせ

いつも bitFlyer をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2023年9月13日（水）にご案内いたしましたインボイス制度（適格請求書等保存方式）の導入に関する当社の対応方法について、以下の通りお知らせいたします。

●適格請求書発行事業者登録番号

株式会社 b i t F l y e r : T2011101068824

国税庁インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイトからご確認ください。

(<https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/regno-search/detail?selRegNo=2011101068824>)

●インボイス（適格請求書）発行方法

当社は「手数料計算書」と「取引履歴」を合わせてインボイス（適格請求書）として発行いたします。インボイス（適格請求書）は1か月分をまとめて作成するため、当月分につきましては翌月より適格請求書のダウンロードページにて申請・ダウンロードいただけます。

※ 詳細は、FAQ をご確認ください。

(<https://bitflyer.com/ja-jp/faq/50-2>)

●インボイス（適格請求書）の発行対象

対象となる期間（月次）に消費税の課税対象のサービスをご利用されたお客様を対象としてインボイス（適格請求書）を発行いたします。

課税事業者該当するお客様は仕入税額控除が必要な際に当社のインボイス（適格請求書）を用いて仕入税額控除を適用いただけます。

※ 詳細は、国税庁 [Web サイト](#) をご確認ください。

●インボイス（適格請求書）の発行開始時期

2023年10月1日（日）よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が導入されるため、初回となる2023年10月分のインボイス（適格請求書）の発行開始時期は2023年11月初旬を予定しております。

●消費税の課税対象のサービス

当社サービスのご利用の際にご負担をいただいている各種手数料は、消費税の課税対象です。

※ 詳細は、当社の[手数料一覧・税](#)ページをご確認ください。

その他のインボイス制度（適格請求書等保存方式）に関する内容はこちらの **FAQ** をご確認ください。

(<https://bitflyer.com/ja-jp/faq/invoice>)

今後とも bitFlyer をよろしくお願いたします。

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 bitFlyer 広報担当

〒107-6233 東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー

サービスサイト：<https://bitflyer.com> お問い合わせ先：<https://bitflyer.com/ja-jp/contact>